

## 第2節 各論

### 第1 消火器具

#### 1 用語の定義

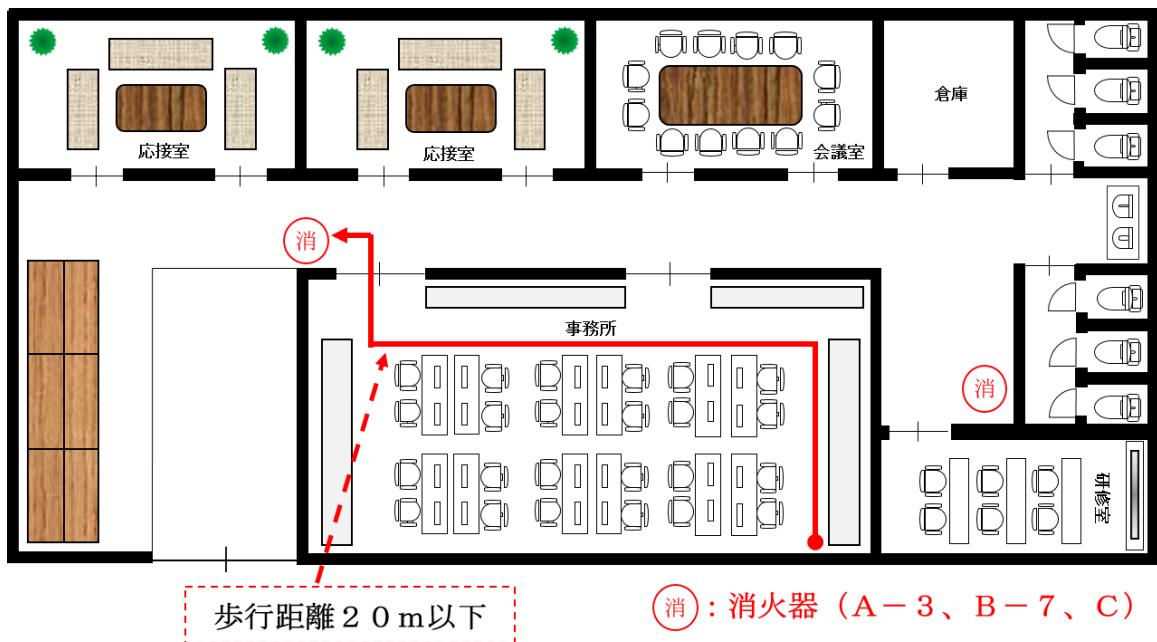
- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (3) 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあっては10以上、B火災に適応するものにあっては20以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあっては80L以上、機械泡消火器にあっては20L以上、強化液消火器にあっては60L以上、ハロゲン化物消火器にあっては30kg以上、二酸化炭素消火器にあっては50kg以上、粉末消火器にあっては20kg以上のものをいう。
- (4) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (5) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (6) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条又は第4条の規定により測定したもので、消火器具（住宅用消火器を除く。）の消防能力を示す単位をいう。

#### 2 消火器具の種類

設置する消火器具の種類は、原則として粉末（ABC）消火器10型以上とすることとし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、その消火に適応する消火器とすることができます。◇

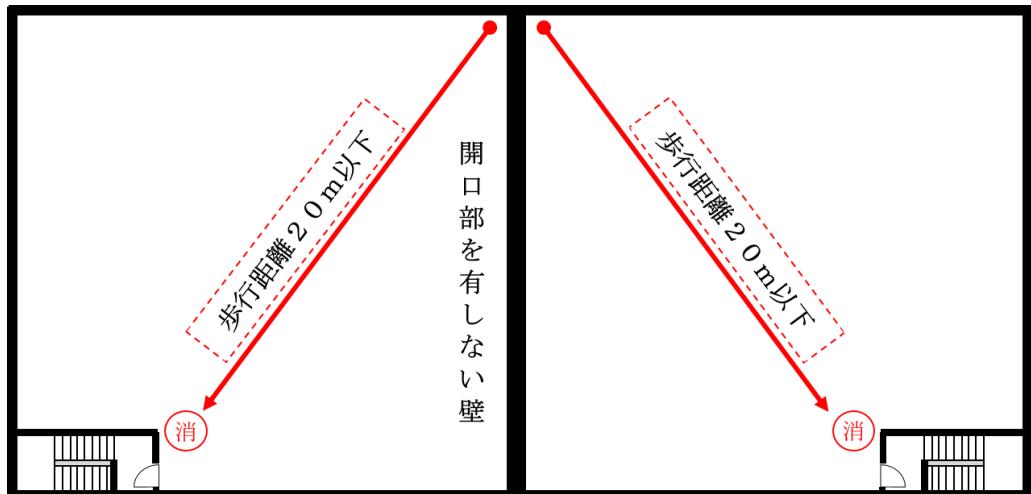
#### 3 設置場所等

- (1) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含むものであること。
- (2) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、廊下、通路、室の出入口付近等であること。  
なお、共同住宅等で、管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。  
ア パイプシャフト等の扉の前面等に規則第9条第4号に規定する標識を設けること。  
イ パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。
- (3) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがない箇所」については、次のアからウまでに該当する場所であること。  
ア 容器又はその他の部分が腐食するおそれのない場所  
イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
- (4) 消火器具は、当該器具全体が床面からの高さが1.5m以下となるように設けること。
- (5) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいうものであること。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定すること。（第1-1図参照）



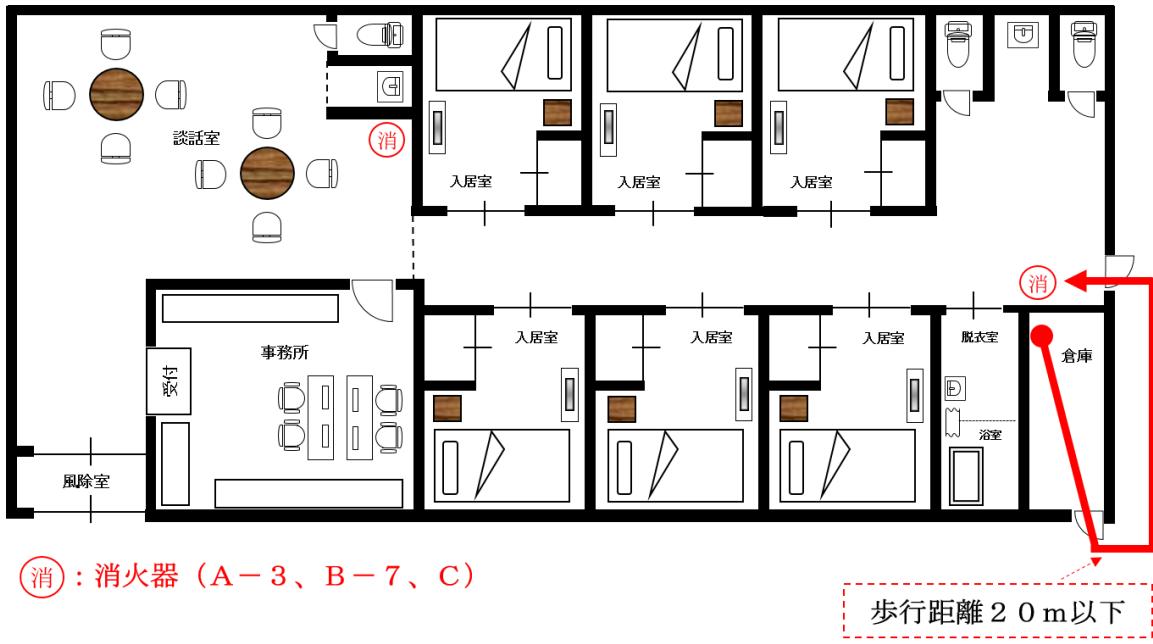
〈第1-1図〉

- (6) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ、屋外階段等の部分で、床面積に算入されない部分は含まれないこと。
- (7) 開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器具を設置すること。ただし、共用部分等に設けることができ、屋外等を経由し、規則第6条第6項の規定に適合する場合（令第8条の規定を適用する場合を除く。）についてはこの限りでない。（第1-2図及び第1-3図参照）



○消 : 消火器 (A-3、B-7、C)

〈第1-2図〉



〈第1-3図〉

#### 4 能力単位

- (1) 能力単位の数値は、規則第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。
- ア 規則第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとすること。  
なお、条例第64条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場所についても、これを準用する。
- イ 規則第6条第1項から第3項までの規定により、消火器具を設置する場合は、第1-1表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器具の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

〈第1-1表〉

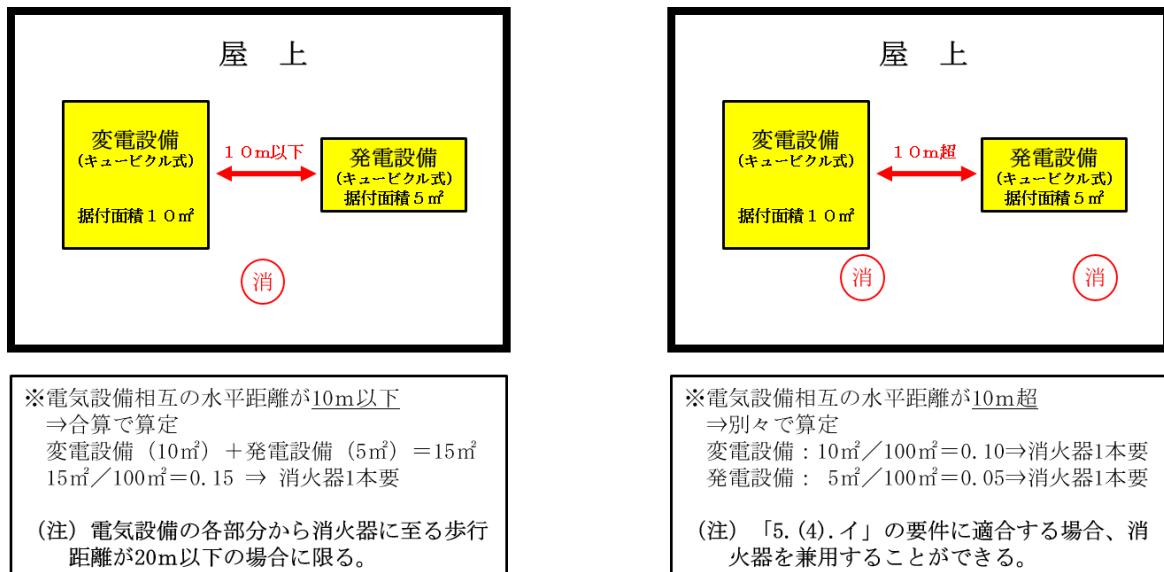
対象物の区分		消火器の能力単位の数値
1	令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

ウ 規則第8条第1項及び第2項の規定には、消火器具の能力単位を減少した数値とすることができることとされているが、規則第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

- (2) 能力単位等に係る床面積の算定については、次によること。
- ア 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備（以下この第1において「電気設備」という。）」がある場所の床面積については、次によること。  
なお、条例第64条第1項第2号の規定についても、これを準用する。
- (ア) キュービクル式の電気設備の場合は、当該設備が据え付けられた部分の水平投影

面積とすること。

- (イ) キュービクル式以外の電気設備の場合は、次によること。
- 専用の室を形成する場合は、当該室の床面積とすること。
  - 専用の室を形成しない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。
    - 感電防止用フェンス等により囲われている部分の床面積
    - 電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（屋内及び屋上の部分に限る。以下この第1において「水平投影による部分」という。）の床面積
- イ 規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所（以下この第1において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定については、次によること。
- なお、条例第64条第1項第3号に規定についても、これを準用する。
- 専用の室を形成する場合は、当該室の床面積とすること。
  - 専用の室を形成しない場合は、条例第2条第1項第1号に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とすること。
- ウ 同一室内又は屋上に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、前ア又はイにより算定された床面積を合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する部分は、重複加算しない。）とすること。ただし、当該設備相互の水平距離が10m超える場合は、当該部分ごとに算定すること。（第1-4図参照）



〈第1-4図〉

## 5 付加設置

規則第6条第3項から第5項まで並びに条例第64条第1項により設置しなければならない消火器具については、前2によるほか次によること。

- 規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末（A B C）消火器10型とすること。（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）
- 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧、調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20 kW以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池設備及び急速充電設備等をいうものであること。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

なお、条例第64条第1項第2号の規定についても、これを準用する。

- ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
- イ 内燃機関を原動力としない発電設備
- ウ 蓄電池設備で、蓄電池容量が10 kW時以下のもの及び蓄電池容量が10 kW時を超える20 kW時以下のものであって、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの
- エ 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの
- オ 配線、照明、電動機等
- カ 急速充電設備で、全出力20 kW以下のもの

(3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所とする。

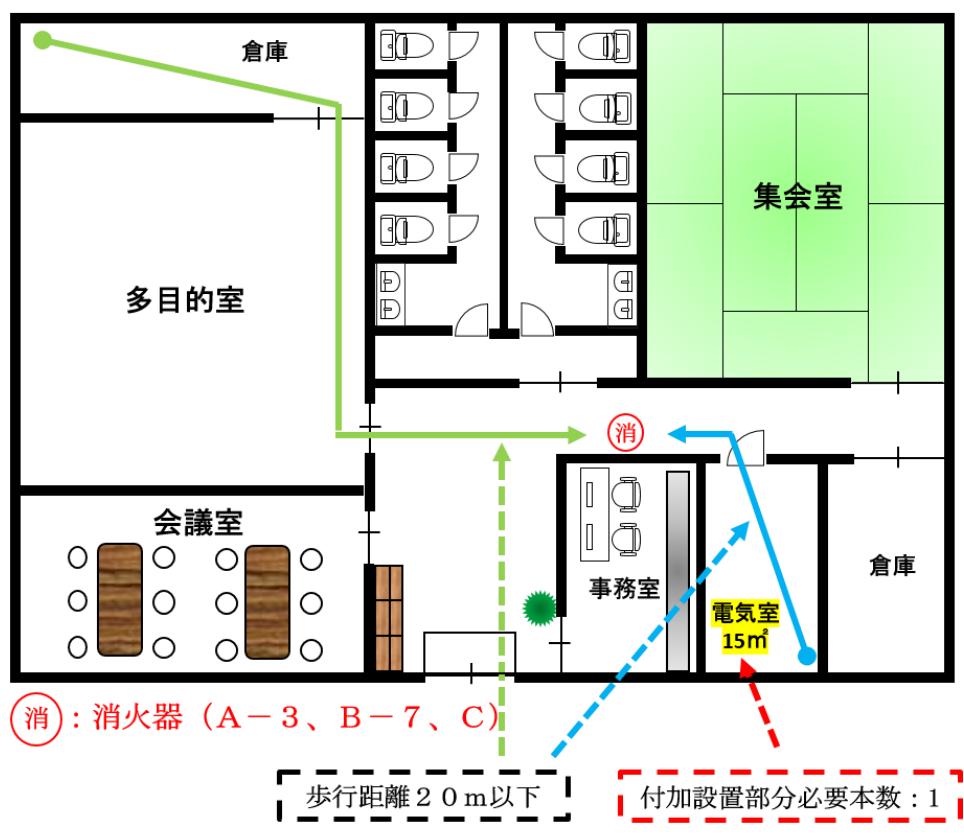
- なお、条例第64条第1項第3号の規定についても、これを準用する。
- ア ボイラー又は入力70 kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
  - イ 乾燥設備（入力が17 kW未満のもの、乾燥物収容室の据付面積が1m<sup>2</sup>未満のもの、乾燥物収容室の内容積が1m<sup>3</sup>未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
  - ウ 廉房設備（当該廉房設備の入力（同一廉房室内に複数の廉房設備を設ける場合は、各廉房設備の入力の合計）21 kW以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）  
なお、廉房設備については、電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）を含むものとする。
  - エ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
  - オ 工業炉及びかまどを設置する場所
  - カ 热風炉を設置する場所
  - キ 公衆浴場の火焚場
  - ク 火葬場のかま場
  - ケ 燃却炉を設置する場所
  - コ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
  - サ 入力70 kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
  - シ 放電加工機
  - ス 前アからシまでに掲げる場所のほか、これらに類する場所

(4) 消火器具の兼用について

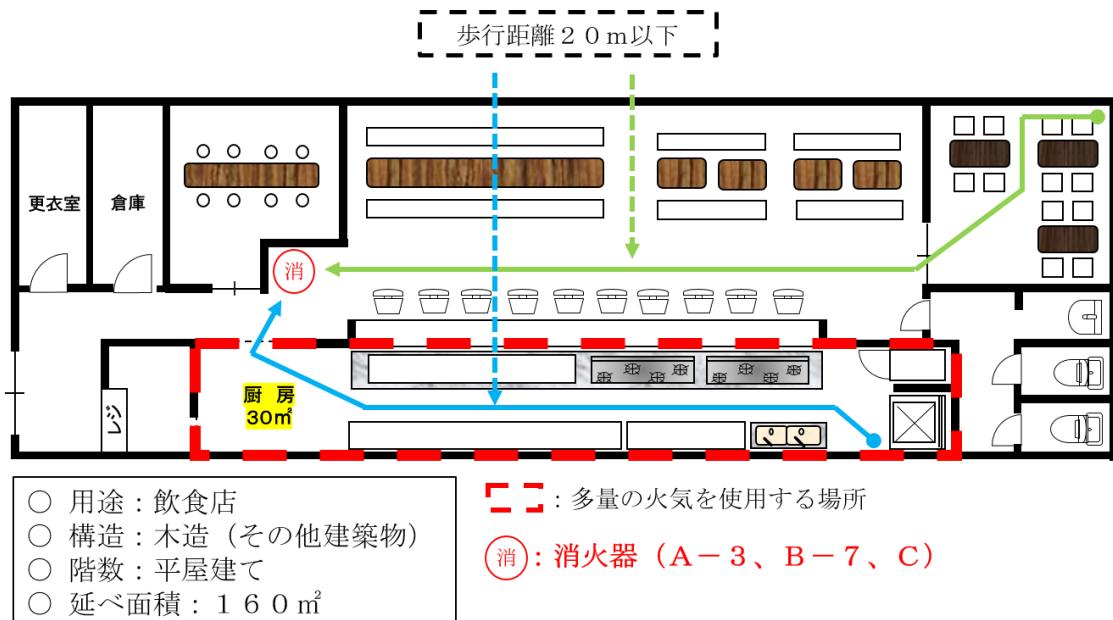
- ア 令第10条第1項の規定により防火対象物に設置される消火器具が、規則第6条第4項又は第5項の規定により電気設備、ボイラー室等に設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満たす場合は、令第10条第1項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。（第1-5図及び第1-6図参照）

なお、消火器具を兼用する場合の消火器具の設置場所は、付加設置部分の出入口付近の廊下、通路等の避難上支障のない位置に設置すること。

用途：(1) 項口、延べ面積：150m<sup>2</sup>、防火対象物の必要能力単位：2単位



〈第 1-5 図〉



### 〈必要能力単位数〉

$160 \text{ m}^2 / 100 \text{ m}^2 = 1.6$  単位 (規則第 6 条第 1 項)

$30\text{ m}^2 / 25\text{ m}^2 = 1.2$  単位 (規則第6条第5項)

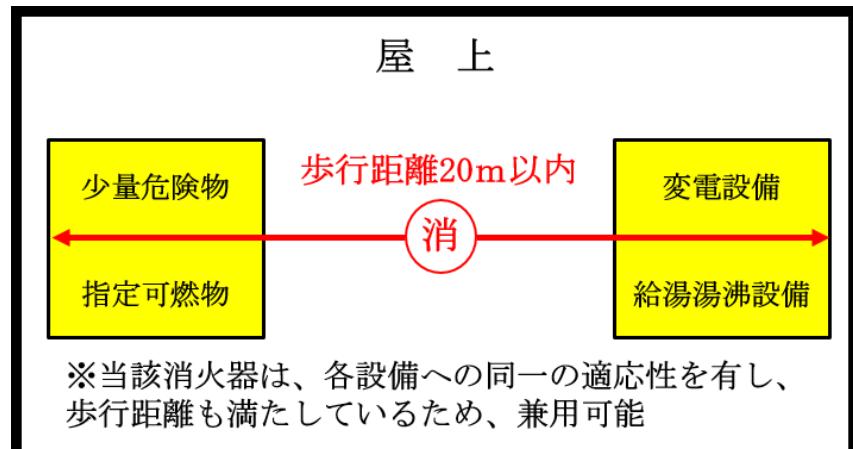
必要能力单位： $1.6 \pm 1.2 = 2.8$  单位

(消) : 消火器 (A-3、B-7、C)

各部分から消火器までの歩行距離が20m以下のため、消火器1本で可

〈第 1-6 図〉

イ 規則第6条第3項及び条例第64条第1項各号により屋上に設置される消火器具ついては、一の消火器具が各設備への同一の適正を有し、かつ、それぞれの能力単位（電気設備については個数）と歩行距離を満たす場合は、消火器具を兼用することができるものとする。（第1-7図参照）



(消): 消火器 (A-3、B-7、C)

〈第1-7図〉

## 6 標識

規則第9条第4号に規定する消火器具を設置した箇所への標識は、第26「標識」の定めるところによること。★

## 7 大型消火器

規則第7条に規定する大型消火器は、次によること。

- (1) 規則第7条第1項の規定とは、危政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、規則第6条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 規則第7条第2項の規定には、消火器具の能力単位を減少した数値とすることができる」とされているが、規則第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

## 8 簡易消火用具

簡易消火用具は、次によること。

- (1) 材質等
  - ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は8L以上10L以下で、かつ、容易に変形しないものであること。  
イ 膨張ひる石は、JIS A5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）はJIS A5007にそれぞれ適合するものであること。
- (2) 設置場所
  - ア 規則第6条第1項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ3個の集団をもって1単位と算定していることから、設置する場所ごとに、水バケツ3個をまとめて設置すること。  
イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。◇  
ウ 規則第9条第2号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれがない箇所」には、次に掲げる場所が該当すること。
    - (ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのない場所
    - (イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所

## 9 特例基準

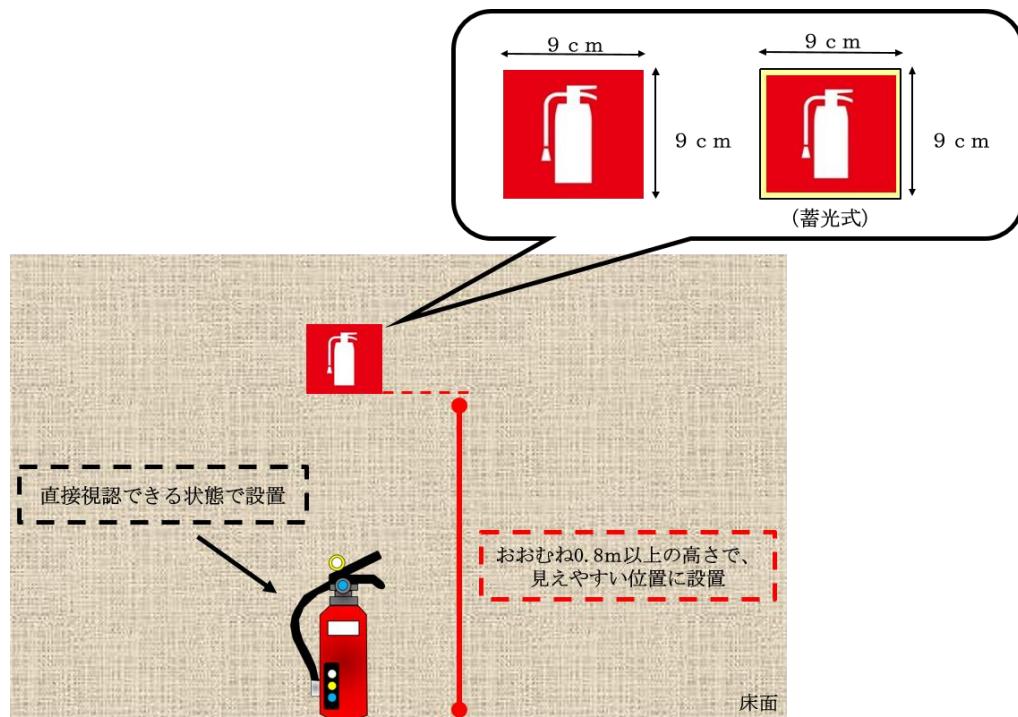
消火器具の設備等技術基準に係る令第32条及び条例第73条の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、規則第6条第6項の規定によることが困難な場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、有効に使用することができる設置可能な場所に設置することができる。
- (2) 精神科病院等で消火器具を各階のナースステーション等で一括管理しないと適正に管理が行えないと認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、職員が常駐する場所に集中して設置することができる。
- (3) 冷蔵室又は冷凍室の収容室で消火器具を適正に維持管理することが困難な場合は、能力単位が満足するものに限り、有効に使用することができる設置可能な場所に設置することができる。
- (4) メゾネット型共同住宅その他の2階層以上で一の住戸になっているもので、一の住戸の各部分から歩行距離20m以下となるように消火器具を設置した場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、一住戸内の階ごとに設置しないことができる。
- (5) 消火器を直接視認することができる状態で設置し、日本産業規格（産業標準法第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）Z 8210に定める消火器のピクトグラム（9cm角以上）を設けた場合は、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

（第1-8図参照）

なお、消火器ピクトグラムの設置にあっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 消火器ピクトグラムは、おおむね0.8m以上の高さで、消火器付近の見やすい位置に設けるものとする。なお、消火器が屋内消火栓等と近接して設置される場合には、屋内消火栓等の表示灯の高さに合わせる等、視認性の高い位置に設けるものとする。
- イ 大規模空間に消火器ピクトグラムを設置する場合には、より大きいものを高い位置に設置する等、設置場所の空間特性に配慮した大きさ及び設置位置とするものとする。
- ウ 多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置すること。



〈第1-8図〉